

私立幼稚園の預かり保育料補助説明書

幼児教育の無償化に伴い、幼稚園の預かり保育を利用する子どもで、保育の必要性があると認められた場合には、幼稚園の保育料に対する補助金に加え、利用実態に応じて預かり保育料に対する補助金が支給されます。
なお、この申請はすべての方が該当するわけではありません。父母とも就労している等、保護者両方に保育の必要性があり、預かり保育を利用する等、必要な方のみ申請してください。

1 支給対象

下記の①～④全ての要件を満たす保護者

- ① 子どもを、私立幼稚園又は私立認定こども園（短時間利用）に通園させ、かつ預かり保育を利用し預かり保育料等を納入している
- ② 目黒区から保育の必要性の認定（新2号認定または新3号認定）・確認を受けた
- ③ 目黒区に住民登録があるかた（外国籍の方で住民登録が免除されている場合は、公的機関が発行する住居証書等をもって住所の確認に代えることができます）
- ④ 年齢要件
満3歳児クラスから年長クラス（ただし、満3歳児クラスは生活保護世帯・非課税世帯と課税世帯で手続きが異なります。）

2 保育の必要性の認定・確認手続きについて

別紙「保育の必要性の認定基準」を確認し、父母ともに（ひとり親世帯については父または母）要件に該当する場合、以下の認定・確認手続きをすることで、支給の対象となります。

対象となる子ども	必要な認定・確認
年少から年長クラス	新2号認定
満3歳児クラス（生活保護世帯・非課税世帯）	新3号認定
満3歳児クラス（課税世帯）	保育の必要性の確認

以前、保育園等に申し込、同様の認定を取得している場合も改めて申請書をご提出お願いいたします。

進級園児等で、翌年度も預かり保育料補助を受ける場合は、認定の有効期間内において引き続き保育を必要とする事由に該当していることを確認するため、現況確認として毎年書類を提出していただく必要があります。

3 申請に必要な書類

①新2・3号認定の場合（現況の場合も含む）

- ・私立幼稚園等預かり保育料補助新2・3号認定申請書兼現況届
- ・保育の必要性の確認書類

②課税世帯の満3歳児の場合

- ・課税世帯の満3歳児に対する私立幼稚園預かり保育料補助金の申請書
- ・保育の必要性の確認書類

4 申請後の流れ

申請書をお預かりした後は以下のとおりの流れとなります。

①保育の必要性の審査結果(認定通知・却下通知)の送付

保育の必要性が認定されたかたは、預かり保育料補助の対象となります。

保育の必要性が認定されなかった(却下)かたは、預かり保育料補助の支給対象になりません。

引き続き保育を必要とする事由に該当していることを確認した進級園児等は、別途審査結果についてお知らせします。

②預かり保育料の計算・支払い

5 預かり補助金額

- (1) 幼稚園預かり保育料補助金額(月額) ①と②のどちらか低い金額の方が支給金額となります。

- ① 補助金支給限度額(月額) 預かり保育の利用日数×日額単価(450円)
(令和8年10月から 預かり保育の利用日数×日額単価(490円))
- ② 補助支給限度額の上限(月額) 3歳児以上・・・11,300円 (令和8年10月から12,300円)
満3歳児・・・16,300円 (令和8年10月から17,700円)

幼稚園等と認可外保育施設等(※)の預かり保育を併用している園児の場合、次の条件のうちいずれかを満たしていれば、認可外保育施設等の利用も預かり保育料補助の対象となります。通園している幼稚園が次のいずれかを満たしているかは幼稚園にご確認ください。

- ・在園の幼稚園等が預かり保育を実施していない場合
- ・在園の幼稚園等の教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満
- ・在園の幼稚園等の年間(平日・長期休業中・休日の合計)の預かり保育開所日数が200日未満

※認可外保育施設等

【新2・3号認定の場合】

都道府県に届出し、指導監督基準を満たしている必要があり、施設の所在する区市町村から特定子ども・子育て支援施設としての「確認」を受けた施設が無償化の対象です。「確認」を受けていない園・施設等は補助の対象となりませんので必ず施設の所在する自治体ホームページを確認してください。

【課税世帯の満3歳児の場合】

在園している幼稚園以外の幼稚園型一時預かり事業を利用した場合のみ対象です。

(2) 認可外保育施設等保育料補助金額(月額)

預かり保育の支給限度額の月額上限(1.13 (令和8年10月から1.23) 万円又は1.63 (令和8年10月から1.77) 万円)から、通園している幼稚園預かり保育料補助額を差し引いた額となります。なお、通園している幼稚園等で預かり保育を実施しておらず、認可外保育施設等に預かり保育をお願いしている場合は、認可外保育施設等の利用のみで計算します。

6 補助金支給方法

令和8年度4月～9月分は令和8年12月頃(予定)、10月～3月分は令和9年5月頃(予定)

保護者補助金申請書でご指定いただいた指定口座へ振り込みます。(年2回の償還払い(利用後払い)です)

【預かり保育補助金額の確認について】

在園の幼稚園で利用した預かり保育料実績については、在園の幼稚園と目黒区で行います。毎月の利用日数と補助金額を確認した上でご指定の口座に振り込みます。保護者のかたは特に手続きは必要ありません。なお、利用した預かり保育料の確認は幼稚園等にお問い合わせください。

◆認可外保育施設等を併用の方◆ 保護者が直接、以下の書類を目黒区に提出する必要があります。

提出書類：「特定子ども・子育て支援提供証明書及び請求金額一覧(預かり保育事業)」(第10号様式)

※用紙は申請や現況届の際に、認可外等保育施設を利用していると記載があった場合(認可外等併用可の幼稚園に通園している場合のみ)は、送付します。また、目黒区ホームページからダウンロードも可能です。

※提出期限は、4月～9月分を11月頃、10月～3月分は4月頃の予定です。

7 申請期限

【新2・3号認定の場合】認定の遡りはできません。園のとりまとめ期限までに必ずご提出ください。

区の受理した月又は、要件適用日から認定開始となります。なお、現時点では要件非該当で申請しない場合でも、要件該当し、認定を希望することになった場合は、認定希望日までに書類を提出してもらう必要があります。

【課税世帯の満3歳児の場合】令和9年2月26日(金)(必着)

なお、次年度、新2・3号認定として申請される場合は、認定希望日までに、新2・3号認定の必要書類をご提出ください。

【問い合わせ先】 目黒区子ども若者部 子ども若者課 子育て支援係

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 ☎5722-9892 (直通)